

2017 フレンド会員 入会申込書



お申込みは、ご来場またはFAXでお願いいたします
FAX 0846-23-4143

下記の「個人情報の取り扱い」と「会員規約」を必ず
ご覧になり、ご了承の上コースフロントへお申込ください。
FAXでも受付しております。

●私は、「暴力団など反社会的勢力ではないこと」「刺青のないこと」を表明し、
会員規約及び利用約款の遵守を確約のうえ、入会を申込みます
入会が拒絶されても、一切異議の申し立て及び、その理由を
求めることもいたしません

■申込日 年 月 日

お名前	フリガナ ----- 印	男・女	〒	ご住所 -----					
TEL 携帯 FAX	TEL	---	---	携帯	---	---	FAX	---	---
メールアドレス	PC	-----	@	携帯	-----	@	-----	-----	-----
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	(満才)	郵便物 送付先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 勤務先 ()	
勤務先	フリガナ -----	〒	勤務先住所 -----						
勤務先 TEL/FAX	TEL	---	---	FAX	---	---	---	---	---
紹介者	-----	会員No.	-----	<弊社記入欄>					
				担当	登録	年会費	<input type="checkbox"/> フロント窓口	<input type="checkbox"/> 振込 (月 日)	

※個人情報保護法に基づき、本会員入会に係る「入会申込書」の記入内容に付きましては、入会手続きのみ使用いたします。

個人情報の 取り扱い

お預かりしました上記個人情報は、FAX等によりリソルホールディングス(株)に提供し、下記記載の情報のご案内及びサービス提供における各種手続き、お問合せに
対するご回答のために使用し、ご本人の承諾なしにリソルホールディングス(株)以外の第三者(弊社と契約を締結した業務委託先を除く)に提供することはありません。

- | | |
|---|---|
| <p>【提供情報の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ゴルフ場、ホテルの格安料金情報もしくはお得なイベント、キャンペーン情報 ●国内、海外の旅行情報 ●ゴルフ用品、レジャー用品等の割引価格情報 | <ul style="list-style-type: none"> ●別荘、リゾートマンション等の最新物件情報 ●教育、健康、育児、介護、その他生活全般のお得な物品の販売に関する情報 ●ゴルフ会員権、リゾート会員権の最新情報 ●その他リソルグループが企画し販売する最新情報 |
|---|---|

【個人情報保護に関するお問合せ先】 瀬戸内ゴルフリゾート TEL.0846-23-4141 E-mail:info@resol-setogolf.com

フレンド会員規約

第1条(名称)

本年次会員組織は「フレンド会員」と総称します。
「フレンド会員」の運営主体は瀬戸内ゴルフリゾート(以下「会社」といいます)とします。

第2条(目的)

ゴルフを通じエチケットマナーの向上に努めると共に、会員相互の親睦を深め、
対象ゴルフ場の健全な運営を図る事を目的とします。

第3条(年会費)

(1)年会費とは、フレンド会員規約(以下「本規約」といいます)を承認の上で所定の
入会手続きを行い、且つ年会費の払込を完了した個人をいいます。
(以下「年会費」といいます)
(2)年会費は、会社が定める所定の事項を登録することにより、施設の最新情報
や特別利用料金等の情報を会社が指定する方法で受け取ることができます。

第4条(年会費)

(1)年会費は、会社に対し同社の定める方法にて所定の年会費を支払わな
ければなりません。
(2)一旦納付された年会費は、しかなる理由があっても返金されません。
(3)年会費・プレー料金は経済情勢の変動等により変更する場合があります。

第5条(会員資格有効期間)

入会日から入会年度末の3月31日とします。

第6条(施設利用の予約申し込み)

(1)年会費が施設を利用する場合は、年会費自ら、会社が定める方法にて
予約申し込みをしなければなりません。なお、施設の利用には、年会費以外に
随伴者が伴うことができます。
(2)年会費は別に定める年会費料金でプレーできるもので、優先的プレー
権等いわゆるメンバーコースにおける会員の権利を有しません。また年会費
の運営に関する権利を有しません。

第7条(解散)

(1)年会費は、会社の都合により、解散することができます。
(2)会社は、前項の解散を決定した時、解散期間の2ヶ月以上前に年会費へ通知
するものとし、年会費は、解散について異議申し立てはできません。
(3)また、規定に基づいて解散する場合、年会費資格有効期間の未経過分の
年会費については、解散期日から起算して1年間を365日とした日割りで
計算し、解散期日より90日以内に各年会費の指定する銀行口座に送金して
返還します。

第9条(退会)

年会費はその申出により何時でも退会できます。

第9条(年会費資格の取り消し)

年会費が次の各項に該当するときは、本事務局はその資格を一旦停止、又は
除名します。

- ①本規約及び瀬戸内ゴルフリゾート利用約款に違反したとき
- ②ゴルフ場の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき
- ③入会後、暴力団等反社会的勢力に所属していると判明したとき
- ④暴力団等反社会的勢力と同伴プレーや紹介をしたとき
- ⑤その他本事務局において、処分が必要と判断する行為があったとき

第10条(資格の消失)

年会費は次の場合にその資格を失います。

- ①資格の有効期限が満了したとき
- ②退会・死亡したとき

第11条(その他)

その他本規約に定めない事項については会社において別に定めます。

第12条(規約の改定)

会社は本規約を改善改良のために随時変更できるものとします。

第13条(施行)

本規約は平成29年3月1日より施行します。